

中小企業者等緊急支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症等の影響に加え、原材料価格・燃料価格高騰によるあおりを受けている市内の中小企業者等を対象に、これらの影響を緩和するために、予算の範囲内において緊急支援補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則（昭和54年三島市規則第8号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小法人等 法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の事業者をいう。ただし、大法人（資本金の額が5億円以上ある法人等一定の法人）との間に当該大法人による完全支配関係にある法人は除く。
- (2) 個人事業者等 個人で開業し、主たる収入を事業所得で確定申告した個人事業者または雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として、雑所得又は給与所得で確定申告した個人事業者
- (3) 対象月 令和3年10月から直近の月までのいずれかの月のうち、粗利益が比較月（当該月と同月であって、平成31年1月から令和3年9月までの期間から緊急支援補助金の交付の申請を行う者が選択した年月をいう。以下同じ。）の粗利益と比較して、20%以上減少しており、かつ、仕入額が比較月の仕入額と比較して、20%以上増加している月をいう。
- (4) 売上 商品やサービスを提供することで得られた額の合計をいう。
- (5) 仕入額 売上に直結する費用で、自社製品の製造に必要な原材料や販売目的に入手した商品等の購入費等の額の合計をいう。
- (6) 粗利益 月の売上から仕入額を差し引いて得た額をいう。

(交付対象)

第3条 交付対象となる事業者は、以下の要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に主たる事務所若しくは事業所を有する中小法人等又は個人事業者等であること。
- (2) 交付対象事業を1年以上営んでおり、かつ、緊急支援補助金の受給後も事業を営む

意思があること。

- (3) 主たる事業が日本標準産業分類における大分類D建設業、E製造業、G情報通信業、H運輸業・郵便業、I卸売業・小売業、L学術研究・専門技術サービス業、N生活関連サービス業・娯楽業、O教育・学習支援業のうちO2教育・学習支援業（その他の教育・学習支援業）、P医療・福祉又はRサービス業（他に分類されないもの）のうちR2サービス業（政治・経済・文化団体、宗教を除く）のいずれかである者
- (4) 粗利益について、対象月の額が、比較月と比較して、20%以上減少している者
- (5) 仕入額について、対象月の額が、比較月と比較して、20%以上増加している者
- (6) 市税を完納していること。
- (7) 三島市暴力団排除条例第6条第2項に規定する暴力団員等又は暴力団員等との密接な関係を有する者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）ではないこと。
- (8) 三島市が実施する次に掲げる報償金の支給又は補助金の給付を受けていないこと。
 - ア 三島市新型コロナウイルス感染症対策公共交通事業者緊急支援事業
 - イ 運送事業者支援補助金交付事業（補助金の交付額等）

第4条 交付額は、次表のとおり算出する。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

算出方法	1事業者あたりの交付上限額
比較月の粗利益から、対象月の粗利益を差し引いて得た額	10万円

2 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

（補助金交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、三島市中小企業者等緊急支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 主たる業種を証明する書類
- (3) 次に掲げる補助対象者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - ア 第2条第1号に定める中小法人等の要件を満たす補助対象者

(ア) 対象月及び比較月に係る法人事業概況説明書その他これに類する書類

(イ) 履歴事項全部証明書の写し及び直近の決算書の写し

イ 第2条第2号に定める個人事業者等の要件を満たす補助対象者のうち確定申告書
Bに係る青色申告を提出した者

(ア) 対象月及び比較月に係る所得税青色申告決算書その他これに類する書類

(イ) 直近の確定申告書の写し

ウ 第2条第2号に定める個人事業者等の要件を満たす補助対象者のうち確定申告書
Bに係る白色申告を提出した者

(ア) 対象月及び比較月に係る白色収支内訳書及び当該内訳書に係る会計帳簿など

(イ) 直近の確定申告書の写し

エ 第2条第2号に定める個人事業者等の要件を満たす補助対象者のうち確定申告書
Aを提出した者

(ア) 対象月及び比較月に係る業務委託契約書の写しその他これに類する書類

(イ) 直近の確定申告書の写し

(ウ) 対象月及び比較月に係る収支を確認できる通帳の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

第6条 前条の規定による通知を受けた者が、補助金の請求をしようとするときは請求書
(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取り消し等)

第7条 市長は、交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付
の決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 第3条に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかになったとき。

(3) 誓約書の記載事項に違反したことが明らかとなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、10月1日から施行する。